

庁議付議事案書

開催・令和7年2月5日

所管部課	市民環境部 課税課		部長	木村西	
件名	東大和市税条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）及び道路交通法の改正に伴い、必要な規定の整備を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①改正道路交通法の施行（令和7年3月24日）に伴い、免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）の運用が始まることから、軽自動車税の減免を受けようとする者が提示する運転免許証に、マイナ免許証に係る規定を加える。</p> <p>②改正マイナンバー法の施行（令和7年4月1日）に伴う文言整理</p> <p>(2) 施行日</p> <p>①については令和7年3月24日</p> <p>②については令和7年4月 1日</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月27日 改正道路交通法公布（令和7年3月24日施行） 令和6年6月 7日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の一部を改正する法律公布（令和7年4月1日施行） 総務課において審査済み 					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和7年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。